

## 広告内容に虚偽のある国内未承認医薬品及び健康食品について

近時、プラセンタを含有すると称する海外製品（国内未承認医薬品、健康食品等）について成分検査を行ったところ、広告内容と検査結果に大きな食い違いがあったとの情報が寄せられました。

海外製の医薬品や健康食品は厚生労働省による買上げ分析の結果でも、医薬品成分の含有量が表示よりも少ない、健康食品であるにも関わらず医薬品成分が検出されるなどしており、その有効性、安全性について、警告が行われています。

当HPトップページ上の記事「承認されていないヒト由来の医薬品の使用について」にも類似記載がありますが、医師が不適切な製品を購入、使用した場合、下記の通り当該医師に法的責任が追及される可能性があります。

### ① 不法行為による損害賠償請求

例えば、ヒトプラセンタ100%の製品であると患者に説明していたにも関わらず、実際はそうではない製品を使用していた場合、医師個人の責任が追及される可能性があります。

医師が騙され、成分内容の虚偽を知らなかったとしても、上記の通り海外製の医薬品、健康食品について厚生労働省による警告が行われている現状からすれば、法的責任を追及される恐れは否定できません。

### ② 景品表示法違反による行政処分

製品が実際よりも優良であると消費者に誤解される等の優良誤認広告は、景品表示法により不当表示として禁止されています。

扱う医師に故意や過失がなくとも、実態と異なる表示（原材料や製造国等）をしている製品を販売してしまうと、行政処分を受ける可能性があります。

製造者等が不明確な製品を利用することは、広告の内容が正しいかどうか確認できないことから、景品表示法違反となる恐れがあります。

### ③ 医療法違反による行政処分ないし刑事罰

医療法では、虚偽・誇大広告が禁止されています。

例えば、医師がある製品をプラセンタ100%の成分です、と広告をしておきながら実際にはプラセンタ100%ではないことが判明した場合、虚偽・誇大広告として、医師に対し行政処分ないし刑事罰が科される可能性があります。

### ④ 医薬品医療機器等法違反による行政処分ないし刑事罰

医薬品医療機器等法では、虚偽・誇大広告を禁止しており、違反者には行政指導の可能性に加え、刑事罰が科される可能性があります。

医師は裁量責任者となっているため、故意・過失に関わらず罰せられる危険性が常に存在します。

自らの身を守るためにも、成分、製造者、製造工程等が明らかになっている信頼できる製品を選択し、不審な点がある製品にはメーカー、関係各所に確認を行い、自衛することを心がけましょう。